

保有個人データに関する公表事項等

1. 当会の名称・住所・代表者氏名

静岡県弁護士会

静岡市葵区追手町 10-80 静岡地方裁判所構内

会長 [静岡県弁護士会 \(s-bengoshikai.com\)](http://s-bengoshikai.com)

2. 保有個人データの利用目的

① 会員登録情報・会員管理データ

弁護士法、当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続、事業その他の当会の会務活動全般（支部、委員会及びそれに準ずる諸活動）について利用します。また、業務の必要により、必要な限度で静岡県弁護士協同組合及び他の弁護士会に情報を提供する場合があります。

② 資格審査データ

弁護士法第55条に基づく資格審査会による弁護士資格の審査について、会則等が定める事務の管理を目的として利用します。

③ 人権救済データ

人権救済申立事件に関して取得された申立人・相手方及びその他当該申立事件に関連する関係者の個人情報、当該事件の処理に当たり、申立人・相手方及び関係者の確認・通知・補正・照会等の事務連絡、調査検討の遂行、当会で必要と合理的に判断された関係各機関等第三者に対する照会、調査結果の通知・公表・配布（メディアを含む不特定の第三者に対する公表を含む）・他の弁護士会への申立事件の移送などの目的に利用することがあります。

④ 裁判官関係データ

下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度及び裁判官人事評価制度に関し、当会会員が行う、裁判官に関する情報の収集、及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会又は裁判所に対する情報の提供に資することを目的として、利用します。

⑤ 司法修習生データ

司法修習生の実務修習の実施及び結果報告、司法修習生及び実務修習関係者の相互の連絡及び相談等を円滑に行うこと、またこれらを達成するため司法研修所、指導担当弁護士、その他の第三者に司法修習生に関する個人データを提供すること、就職活動の支

援並びに研修・シンポジウム等の情報提供を目的として必要な範囲で利用します。

⑥ 弁護士会照会請求データ

弁護士法第23条の2の規定により、会員が受任している事件について、その会員の申出により当会が公務所又は公私の団体に必要な事項の照会を行うため、また、その回答を会員へ通知するために利用します。

⑦ 研修会関係データ

当会が実施する会員研修、事務職員研修等、研修の事務管理に利用します。

⑧ 会員紛議申立て・懲戒請求データ

弁護士法・当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続に従い、事務の管理並びに会員による非行等の防止及び早期発見を目的として必要な範囲で利用します。

⑨ 会員への苦情・市民窓口データ

弁護士法・当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続に従い、事務の管理並びに会員による非行等の防止及び早期発見を目的として必要な範囲で利用します。また、これらの情報は統計を取り分析・検討に用いることもありますが、その場合には申立人の名前は特定できない形でのみ利用します。

⑩ 法律相談関係データ

当会が実施する各種法律相談に当たり、その申込み、回答による個人情報を取得し、この情報を以下のように利用します。

担当弁護士が法律相談するに当たり利用

受任弁護士が事件処理の参考とするために利用

弁護士紹介事務で利用

受任契約等のチェックのため利用

法律相談センターの事務上の利用

苦情等の対応のため利用

また、これらの情報は統計を取り分析・検討に用いることもありますが、その場合には、個人を特定できない形でのみ利用します。

⑪ あっせん・仲裁センターデータ

当会の会則・会規・規則・細則の定めのある事務手続に従い、あっせん・仲裁センターにおける民事に関する紛争の法的解決を目的として、必要な範囲で利用します。

⑫ 住宅紛争審査会データ

当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続に従い、住宅紛争審査会における紛争の法律的解決を目的として、必要な範囲で利用します。

⑬ 民事介入暴力事件データ

当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続に従い、民事介入暴力による被害者の救済及び被害の事前防止を目的として、必要な範囲で利用します。

⑭ 非弁護士・非弁護士提携データ

当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続に従い、弁護士法第27条及び第72条ないし第74条並びに日弁連規程等に違反する事案の調査及び取り締り、非弁護士及び非弁護士法人の根絶を図ること並びに会員による非行等の防止及び早期発見を目的として、必要な範囲で利用します。

⑮ 弁護士業務妨害データ

当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続に従い、弁護士業務として行う行為に関し、妨害行為を受け又は受けるおそれのある会員を支援することを目的として、必要な範囲で利用します。

⑯ 当番弁護士データ

当番弁護士の派遣依頼を受ける際は、当番弁護士の円滑な派遣を目的として逮捕されている方の氏名・罪名・生年月日・留置されている場所・通訳言語・連絡者の氏名等の必要な情報を入手します。これらの情報は、派遣する弁護士及び通訳も派遣する場合には必要な範囲で通訳にも伝えます。当番弁護士の接見及び弁護活動状況を確認することを目的として、当該弁護士から報告を受けます。また、これらの情報は統計を取るために用いることもありますが、その場合には個人名・事件は特定できない形でのみ利用します。

⑰ 国選弁護人データ

法テラスが指名通知を行った場合、法テラスから、被疑者、被告人及び少年の氏名・生年月日・罪名・指名した弁護士の氏名等の個人情報の提供を受けます。

これらの情報は統計を取るために用いることもありますが、その場合には個人名・事件は特定できない形でのみ利用します。

また、共犯事件において、共犯者の一方の弁護人から、他の共犯者の弁護人の氏名の開示を求められた場合等正当な申出があった場合には、その氏名の通知等のために利用します。

⑱ 当番付添人データ

当番付添人の派遣依頼を受ける際は、当番付添人の円滑な派遣を目的として観護措置決定されている方の氏名・罪名・生年月日・通訳言語・連絡者の氏名等の必要な情報入手します。これらの情報は、派遣する弁護士及び通訳も派遣する場合には必要な範囲で通訳にも伝えます。当番付添人の面会、付添人活動状況の確認、受任弁護士への引継ぎを目的として、当該付添人から報告を受けます。また、これらの情報は統計を取るために用いることもあります。その場合には個人名・事件は特定できない形でのみ利用します。

⑲ 国選付添人データ

法テラスを通じて裁判所へ国選付添人の推薦を行います。法テラスが指名通知を行った場合、法テラスから、少年の氏名・事件名・生年月日・収容場所・通訳言語・保護者氏名・指名した弁護士の氏名等の個人情報の提供を受けます。裁判所から国選付添人の推薦依頼が直接になされた場合は、国選付添人の推薦を目的として、少年の氏名・事件名・生年月日・収容場所・通訳言語・保護者氏名・審判に付すべき事由等の個人情報の提供を受けます。また、これらの情報は統計を取るために用いることもあります。その場合には個人名・事件は特定できない形でのみ利用します。

⑳ 刑事司法と福祉の連携データ

当会の規則に基づき、援助申請及び終結報告がなされた場合、被援助者の氏名、罪名、生年月日、終結処分、判決、審判結果、障がいの有無、内容、資産の有無、内容等の必要な情報入手します。また、これらの情報は、援助及び援助金支出の可否の審査のために利用します。また、これらの情報は統計を取り制度の分析・検討のために用いることもあります。その場合には被援助者が特定できない形でのみ利用します。

㉑ イベント・催物データ

当会が主催・共催するシンポジウム等の集会出席者の管理事務を目的とします。なお、当会の催物等の案内をお送りする場合があります。

㉒ 施設利用データ

当会の施設及び設備の利用者管理のために利用します。

㉓ 渉外事務データ

国会議員、政党関係者、法曹関係者（判事・検事）、公務員（みなし公務員を含む）、弁護士と隣接する法律関係業務に携わる専門職（弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、公証人等）団体関係者、報道関係者、学術団体関係者、法科大学院関係者及びその他諸団

体並びに当会の活動にご協力いただいた関係者との渉外事務を目的とし、必要な範囲で連絡・案内事務に利用します。

②④ 販売管理データ

当会が発行する書籍、定期刊行物の販売等の管理を目的として必要な範囲で利用します。

②⑤ 取引業者関係者データ

当会と取引関係にある各種事業者本人又は社員他関係者との渉外事務、及び特定の業務を行うことにつき当会に対し事業者として登録している者又はその社員他関係者との渉外事務を目的として必要な範囲で利用します。

②⑥ 訟務関係データ

当会の訟務管理に利用します。

②⑦ 経理処理関係データ

当会の適正な経理事務遂行を目的として必要な範囲で利用します。

②⑧ 人事・労務・採用関係データ

事務局職員の採用業務及び職員人事・労務・雇用等に関する管理を目的として必要な範囲で利用します。

②⑨ 求人・求職関係データ

法律事務所や企業・行政（役所）等からの求人票を、司法修習生・経験弁護士に求人情報を提供するために利用します。

また、法律事務所に就職を希望する方の履歴書を当会が一定期間保管し、求人を行う会員の閲覧・採用事務を目的として必要な範囲で利用します。

③⑩ 業務適正化対策データ

当会の会則・会規・規則・細則に定めのある事務手続従い、当会会員である弁護士の業務適正化対策のために利用することがあります。

③⑪ 委員会関係メーリングリスト

各委員会等のメーリングリストは、それぞれの管理者が管理し、委員会活動等に利用します。

3. 保有個人データの管理

当会は、保有個人データについて、個人情報漏えい、滅失又は毀損等の予防及び是正その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(1) 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規則」及び関係法令・ガイドライン等の遵守や個人情報の取扱いに関する「個人情報保護方針」を策定します。

(2) 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人情報の管理に関する内部規程・マニュアルを定め、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、取扱責任者、取扱担当者及びその任務等について整備します。

(3) 組織的安全管理措置

- ① 個人データの取扱いに関する責任者として、個人情報保護管理者（会長）及び個人情報取扱責任者（副会長）を設置するとともに、個人データの安全の確保に係る事態又は徴候を把握した場合の個人情報保護管理者への報告連絡体制を整備します。
- ② 就業規則に秘密保持に関する事項を明記するほか、個人情報の管理に関する内部マニュアルを定め、これらを当会事務局職員に遵守させるとともに、定期的な自己点検及び内部監査を実施します。
- ③ 個人データを第三者に委託して利用する場合は、当該第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供するなどし、また、委託先への適切な監督を行います。

(4) 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、継続的かつ定期的な研修を実施することにより、個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の確実な実施を図るよう努めます。

(5) 物理的安全管理措置

- ① 個人データの盗難等の防止のため、個人データの保管場所の施錠などの諸対策を行います。
- ② 個人データの持出しに当たっては、パスワードを付した機器及び電子媒体等を利用する、個人データが記載された書類等は封筒に封入し鞆に入れて搬送するなどの対策を行います。

(6) 技術的安全管理措置

- ① 個人データへのアクセス管理（アクセス可能な担当者の制御等）を実施します。
- ② 個人データを取り扱う情報システムに対する外部からの不正アクセスを防止するための措置を講じます。

4. 保有個人データ等の開示等の手続、当会における個人情報の取扱いに関するお問合せ、苦情のお申出

※[保有個人データの開示等の手続、当会における個人情報の取扱いに関するお問合せ、苦情のお申出についてのご案内\(PDF\)](#)